【２０２６年度】 三谷健康保険組合　保健事業および各種補助年間スケジュール

〒910-8510 福井県福井市豊島1-3-1 三谷ビル5階
TEL 0776-20-3155　ホームページ https://www.mitani-kenpo.jp
三谷健康保険組合

三谷健保LINEはこちら

それぞれの事業・補助内容および請求方法等の詳細につきましては、当組合からのご案内またはホームページにてご確認ください。（2026年度保健事業・健診等の案内は2026年4月末～5月上旬頃にHPへ掲載予定）
※任意継続被保険者およびその被扶養者の方につきましては、③特定健診・⑮二次検査受診勧奨・⑯特定保健指導・㉗医療費のお知らせ・㉘健保だよりのみ対象となります。

保健事業名	対象者（対象年齢は年度末での年齢）	内容	補助額(上限)又は費用
健診（検診） ①生活習慣病健診 補助額5000円UP!	・35歳以上の被保険者	・健保組合委託機関または希望する医療機関での健診 ※必須検査項目を欠かさず受けた場合のみ補助 ※必須検査項目を満たしていれば、人間ドックの受診でも可　※②⑧⑨⑩との併用補助不可	25,000円
②人間ドック	・50歳以上の被保険者は毎年補助可 ・35歳以上50歳未満の被保険者は3年に1回	・健保組合委託機関または希望する医療機関での健診 ※必須検査項目を欠かさず受けた場合のみ補助　※①⑧⑨⑩との併用補助不可	35,000円
夫婦1日ドック ご夫婦そろって健診を受けてお互いの健康状態を把握しましょう	・被保険者は上記のとおり ・被扶養配偶者は50歳以上 50歳未満は3年に1回の補助 2024・2025年度に補助を受けた方は今年度補助対象外	・ご夫婦が同一日に同一健診機関で受診し、**夫婦一緒に健診結果を聞くこと**が条件 ・健保組合委託機関または希望する医療機関での健診 ※必須検査項目を欠かさず受けた場合のみ補助　※①⑧⑨⑩との併用補助不可	被保険者・被扶養配偶者共に35,000円
③特定健診	・40歳以上74歳までの被扶養者 ・40歳以上74歳までの任意継続被保険者およびその被扶養者	・健保組合発行の受診券を使用し、特定健診対象の医療機関で受診 ※④⑬との併用補助不可	無料（健保組合負担）
④配偶者健診（生活習慣病健診または人間ドック）	・35歳以上の被扶養配偶者	・健保組合委託機関または希望する医療機関での健診 ※必須検査項目を欠かさず受けた場合のみ補助 ※必須検査項目を満たしていれば、人間ドックの受診でも可 ※③⑧⑨⑩⑬との併用補助不可	25,000円
⑤脳ドック	・35歳以上の被保険者 ・35歳以上の被扶養配偶者 3年に1回の補助 2024・2025年度に補助を受けた方は今年度補助対象外		25,000円
⑥乳がん検診	・被保険者(女性) ・35歳以上の被扶養配偶者(女性)		4,000円
⑦子宮がん検診			4,000円
⑧胃がん検診	・被保険者 ・35歳以上の被扶養配偶者	・希望する医療機関での検診 ※⑧⑨⑩の検診は①②④との併用補助不可	2,000円
⑨大腸がん検診			2,000円
⑩肺がん検診			2,000円
⑪前立腺がん検診	・35歳以上の被保険者(男性) ・50歳以上の被扶養配偶者(男性)		1,000円
⑫骨粗しょう症検診 NEW	・40歳以上の女性	健保組合として2年に1回、偶数年度(西暦)に補助実施（2026年度:実施、2027年度:補助なし、2028年度:実施・・・）	2,000円
⑬全国巡回健診	・40歳以上74歳までの被扶養配偶者(女性のみ) ※7月までに③④の健診受診の申込みが無かった方に案内	・全国に設定された会場での健診受診 ※③④との併用補助不可	基本検査は健保組合負担
⑭歯科健診	・被保険者および被扶養者	・歯科健診センターと提携する全国の歯科医院での歯科健診受診 ※精密な検査、二次健診や治療には費用が発生します	無料（健保組合負担）
⑮二次検査受診勧奨	・被保険者および被扶養者	・健診の結果、「要精検」「要治療」に該当した方に対し、二次検査受診勧奨をし、受診状況調査を実施（二次検査の費用は健康保険を使用して受診し、3割(または2割)負担）	－
⑯特定保健指導 オンラインでの保健指導も可	・健診の結果、特定保健指導の対象となった方	・三谷ビル他対象者の多い事業所に保健師に来ていただき保健指導を実施 ・個人が希望する医療機関で保健指導を実施 ・オンラインで保健指導を実施　3つの方法から選択	無料（健保組合負担）
⑰糖尿病重症化予防プログラム	・被保険者で糖尿病治療中の方（今年度5名を予定）	・糖尿病治療中の方を対象とし、重症化することを防ぐためのプログラム（SBIヘルスケア社） ・血糖測定器を導入し、血糖値をモニタリング ・専門のスタッフがサポートし、完全オンラインにて対応	無料（健保組合負担）
⑱インフルエンザ予防接種補助	・被保険者および被扶養者	・1人につき1回まで	2,500円
⑲風しんワクチン接種補助	・被保険者および被扶養者	・1人につき1回まで　抗体検査の結果、抗体価が低いと判断された方にワクチン接種補助。ただし、自治体の補助制度がある場合は、それを優先し、その差額を補助。	3,000円
⑳禁煙外来治療補助	・被保険者および被扶養者	・保険適用の方（年度中1回まで）	無料(全額補助)
		・保険適用されない方（年度中1回まで）	50,000円
㉑オンライン禁煙外来治療補助		・スマートフォンを活用したオンライン禁煙プログラムを使用（メドケア社）（年度中1回まで）　オンライン禁煙プログラムで個人の都合により追加項目があった場合は、自己負担あり	無料（全額補助）
㉒スポーツ奨励補助 マラソン大会やフィットネスクラブの補助だけでなく、健康増進を目的としたスポーツに関する費用を補助	・被保険者 ・被扶養配偶者（35歳以上は健診結果を提出した場合のみ）	・マラソン大会、ウォーキング大会、スポーツイベント、スポーツ教室の参加費 ・フィットネスクラブの月会費 ・年度中1回まで　遊戯目的のもの、運動量の少ないものなど除外スポーツあり。詳細は健保組合までお問合せください。	4,000円/年
㉓ラジオ体操教室	・被保険者	・ラジオ体操指導士を全国の事業所に派遣	無料
㉔子育て支援事業	・出産された被保険者 ・出生を理由としてお子様が被保険者の扶養に入った場合	希望者に「赤ちゃんとママ」社の子育て雑誌『赤ちゃんと！』を毎月1冊1年間送付	無料
㉕健康づくりセミナー	・被保険者	・講師を招き三谷ビルにて開催	無料
㉖家庭用常備薬等の配付・斡旋	・被保険者	・WEB申込みによる無償配付(3,000円以内) ・インターネット斡旋販売(全額被保険者負担)	
㉗医療費のお知らせ（ジェネリック医薬品差額通知書同封）	・被保険者および被扶養者(任意継続被保険者およびその被扶養者も含む)	・年1回1月分から11月分までを発行(12月分は希望者のみに発行) ・ジェネリック医薬品差額通知は先発医薬品との差額500円以上の方のみ発行　＊医療費の請求が健保組合へ届くのは受診月の2ヶ月後となるため、確定申告開始時期までにお知らせできるのは11月分までとなります。 ＊12月分は3月初めの発行となります。	
㉘健保だより	・被保険者(任意継続被保険者も含む)	・春号：今年度予算概要、補助金について等 ・秋号：前年度決算概要、お知らせ等	
㉙LINEでの情報発信	・被保険者および被扶養者	当組合の公式LINEアカウントにて、加入者の皆様のお役に立つ情報などを発信	

2026年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2027年 1月	2月	3月
健診受診（遅くとも2月中旬頃までに受診）											
費用請求（2/末日受付締切）											
巡回健診の案内は7月以降に送付予定					健診受診						
通　年											
対象者に随時案内し、二次検査受診勧奨・調査を実施											
			対象者に随時案内し、保健指導を実施								
通　年											
						＊予防接種 ＊費用請求(1/末請求受付締切)					
通　年											
通　年											
通　年　＊申込書を提出し、禁煙治療終了後費用請求　（費用請求 3/20 受付締切 ）											
通　年											
通　年　（費用請求 3/20 受付締切）											
4月　～　1月頃											
随時送付											
2025年度に実施いたしました、健康保険組合連合会福井連合会主催の「女性向け健康教室」や「子育てセミナー」が、2026年度に開催されない場合は、当組合主催の健康セミナーを実施する予定です。											
インターネット斡旋販売				無償配付		インターネット斡旋販売					
										1月～11月分発行	
	春号発行					秋号発行					
随時情報発信											

健康診断の結果、要精検・要治療となった方に対し、二次検査受診状況の調査を実施しております。該当の方は、必ず医療機関を受診してください。
また、メタボ判定で特定保健指導に該当した方、生活習慣病の重症化予防に取り組んでいただきたい方などへの受診勧奨にも取り組んでいます。

健康診断は毎年必ず受けましょう!!
健診受診(予約)はお早めに！

◇新型コロナワクチン接種費用補助は2026年度より廃止いたします。
◆感染症等の状況により、健診(検診)受診に関しましては健診機関のホームページ等で対応状況をご確認の上受診し、受診時期はご自身の判断においてご対応いただきますようお願いします。また、上記セミナー等の開催が変更・中止となる場合がございます。